

【 就業規則作成 】

就業規則は働く人のルールを決めるものです。最低限守らなければいけない労働基準法をはじめ最低賃金等に抵触するものは無効となります。こういう話をすると労働者のための規定のような印象を受けられる事業主の方も多いかと思われそうですが、事業主を守るために作成するものとしてお考えいただいて依頼していただければと思います。結社労士ネットワークでは単発での就業規則の依頼は原則して受諾していません。顧問契約をさせていただいてより親密にお付き合いさせていただいて規定を作成させていただきますのでご了承ください。

○ 就業規則作成 30万円～

※ 上記金額に含まれる規定

- ① 正社員就業規則
- ② 賃金規定
- ③ 育児休業規定
- ④ 継続雇用規定
- ⑤ パートタイマー就業規則

※ その他規定を追加する場合は1規定につき5万円を追加させていただきます。

会社を守るために一緒に考えましょう！

